

平成 28 年 4 月 22 日

投 資 家 各 位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

「JAのMMF」にかかる信託終了予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

弊社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、弊社投資信託「JAのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」につきまして、日本銀行の「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、短期金融市場の金利水準が大幅に低下し、商品性に即したファンド運用が著しく困難な状況にあります。

当ファンドにつきましては、平成 28 年 2 月 3 日をもって、買付申込みの受け付けを停止しておりますが、同日以降の市場動向等を踏まえて慎重に検討いたしました結果、信託を終了し、繰上償還を行うことが受益者の利益に資するとの判断に至りました。

つきましては、下記のとおり、信託終了（繰上償還）を実施させていただく予定ですので、投資家の皆様へお知らせいたします。

敬具

記

1. 信託終了を予定している投資信託

追加型証券投資信託「JAのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」

2. 信託終了の理由

- (1) 当ファンドにおきましては、設定来、安定した収益の確保を目指して、わが国の短期公社債、コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融商品に投資し、安全性と収益性の両立に配慮した運用を行ってまいりました。
- (2) 平成 28 年 1 月 29 日の日本銀行金融政策決定会合において、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」として、超過準備に対するマイナス金利の一部適用が決定され、短期金融市場では、一層の金利低下が見込まれる状況となりました。このため、弊社では、追加設定を継続した場合、信託金の運用が困難となる可能性が高いと判断し、平成 28 年

2月3日をもって、買付申込みの受け付けを停止いたしました。

- (3) マイナス金利の適用開始日である平成28年2月16日以降、短期金融市場では大幅な金利低下が見られるほか、コール・ローン取引についても、市場での取引量が急激に減少しており、商品性に即した運用が著しく困難な状況にあります。
- (4) このような状況を踏まえて慎重に検討を重ねました結果、すみやかに信託を終了し、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の利益に資するとの判断に至りました。

3. 信託終了（投資信託契約の解約）予定日

平成28年6月30日

4. 異議申述の手続き

信託終了について異議のある受益者は、投資信託約款および関係法令に基づき、弊社に対し、異議を述べることができます。

(1) 異議がない場合の手続き

手続きは必要ございません。

(2) 異議がある場合の手続き

任意の書面に次の事項を記載し、取扱販売会社への届出印を押印のうえ、平成28年5月23日までに弊社へ提出ください。(期日必着/送付先は後記9参照)

- a 異議を述べる投資信託の名称（JAのMMF）
- b 住所（販売会社への届出内容どおり、正確に記載ください）
- c 氏名・届出印押印（販売会社への届出内容どおり、正確に記載・押印ください）
- d 電話番号（日中に連絡可能な電話番号を記載ください）
- e 取扱販売会社の名称・所在地の都道府県名
- f 平成28年4月22日時点で保有する受益権の口数（不明な場合は省略可能です）
- g 信託終了に反対する旨

※1 複数の販売会社にて当ファンドを保有されている場合は、それらすべての販売会社名を記載ください。

※2 記載事項に不備がある場合、異議申述の受け付けができないことがあります。

※3 必要に応じて、本人であることの確認書類をご提出いただく場合があります。

(3) 受益者に関する情報の取扱い

異議を述べられた受益者につきましては、本人確認および受益権口数等の確認のため、前記(2)にて記載された情報を弊社、取扱販売会社、受託会社（農中信託銀行株式会社）および再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）と共有いたしますので、あらかじめご了承ください。

異議申述手続きにおいて取得した個人情報、本人確認、受益権口数等の確認および後記6の受益権買取請求手続きのみに使用し、他の目的には使用いたしません。

5. 信託終了の実施条件

集計の結果、異議を述べた受益者の受益権口数（以下、「異議口数」といいます。）が、公告日である平成28年4月22日時点の当ファンドの受益権総口数（以下、「総口数」といいます。）の二分の一を超えないときは、予定どおり、平成28年6月30日付で信託終了を行います。

異議口数が総口数の二分の一を超えたときは、信託終了にかかる手続きを中止するとともに、関係法令に基づき、信託終了を行わない旨を公告・通知します。

6. 受益権買取請求の手続き等

異議口数が総口数の二分の一を超えず、予定どおり信託終了を行う場合において、異議を述べた受益者は、投資信託約款および関係法令に基づき、受託会社に対して、公正な価額で受益権を買取るよう、請求することができます。具体的な手続きは別途ご案内いたしますが、買取請求においては、通常の解約請求に比べ、代金受領までに長い日数を要するほか、支払いに要する振込手数料、計算書類の送付費用等が買取代金から差し引かれますので、あらかじめご了承ください。

なお、異議申述の有無にかかわらず、平成28年6月23日までは、通常の解約請求が可能です。

7. 信託終了にかかるスケジュール

(1) 日本経済新聞における公告掲載 平成28年4月22日

→公告日時点で受益権を有する受益者が、弊社へ異議を述べることができます。

(2) 異議申述の受付期間 平成28年4月22日から平成28年5月23日まで

→信託終了に異議のある受益者は、受付期間中に、前記4(2)の手続きをお願いします。

(3) 異議申述状況の集計 平成28年5月24日から平成28年5月25日まで

→弊社にて異議申述書面を集計し、信託終了の実施可否を判定します。

- (4) 受益権買取請求の受付期間 平成 28 年 5 月 27 日から平成 28 年 6 月 15 日まで
→信託終了を行う場合のみ、異議を述べた受益者からの受益権買取請求の受け付けを行います。
- (5) 解約請求の最終期限 平成 28 年 6 月 23 日
→信託終了を行う場合も、受益者は上記期限まで解約請求が可能です。
- (6) 信託終了予定日 平成 28 年 6 月 30 日
→信託を終了し、償還手続きに入ります。

8. その他

当ファンドについては、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 2 条に従い、同法第 25 条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「旧投信法」といいます。）が適用されます。本件における信託終了手続きおよび受益権買取請求手続きは、旧投信法第 32 条および関係政令・内閣府令に基づいて実施されます。

9. 本件にかかる照会先・異議申述書面の送付先

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号 JA 共済ビル 12 階
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 企画部
お客様専用フリーダイヤル 0120-439-244
受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く）

以上

商号等	農林中央金庫
登録金融機関	関東財務局長（登金）第 270 号
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会